

令和6年度 きりん園のしおり 重要事項説明書



学校法人 阪急学園 きりん園



西宮市段上町8丁目9-13

0798-57-3789

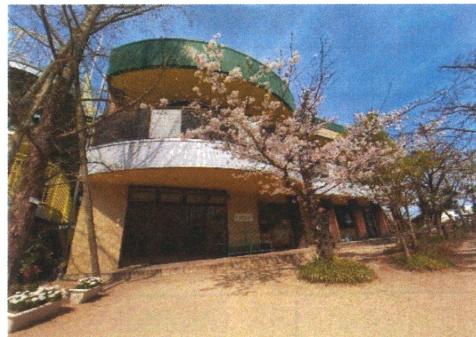
学校法人阪急学園 きりん園のしおり

令和6年4月1日現在

I きりん園について

1. 事業者の概要

事業者の名称	学校法人 阪急学園
代表者名	理事長 松本 善實
事業者の所在地	兵庫県西宮市大屋町28番18号



2. 保育園の概要・施設の概要・定員及び・児童数

名称	きりん園
所在地	西宮市段上町8丁目9番13号
電話番号	0798-57-3789
事業認可年月日	平成23年4月1日
施設長名	園長 中林 理恵
沿革	平成23年4月1日 学校法人阪急学園 段上認定こども園 きりん園として開園（定員60名） 平成27年4月1日 学校法人阪急学園 きりん園に変更（民間保育園となる）
敷地面積	2912.64m ² (段上幼稚園含む)
建物	鉄骨造4階建て
施設の内容	乳児室1 保育室4 調乳室1 沐浴室1 便所3 倉庫3 事務室1 医務室1 調理室1 保育士休憩室1 調理員休憩室1
定員	0歳児：10名 1歳児：25名 2歳児：25名 合計：60名
児童数	0歳児：14名 1歳児：25名 2歳児：25名 合計：64名

3. 保育理念・保育方針・保育目標

【保育の理念】 ~ こどもはみんなすばらしい ~
~ やる気とやさしさ ~

【保育方針】 ~ 人や社会との触れ合いの中で豊かな心を育てる ~

1. 一人ひとりの子どもの成長発達段階を踏まえ、元気な子どもを育む。
2. わらべうたを通して、穏やかで豊かな心を育てる。
3. 隣接する姉妹園の幼稚園児との触れ合いを深め、異年齢の子ども達と関わる中で社会への興味や関心を広げる。

【保育目標】

1. 腰骨を立て心身共に健康な子ども
2. 友だちと共に意欲的に遊ぶ子ども
3. 自分で考えて行動する子ども
4. しつけの三原則 「あいさつ」「へんじ」「はきものを揃える」

7.利用者負担

- 【保育料】**西宮市が定める保育料となります。（「市民税非課税世帯」の児童に係る保育料については無償）なお、次の場合は、保育料の日割り計算を行います。
- ・月途中退園の場合（速やかに退所届をご提出ください。）
 - ・災害、緊急、その他やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

【延長保育にかかる利用者負担金】

西宮市の支給認定証に保育必要時間が示されています。保育標準時間と保育短時間があります。

項目	金額
保育標準時間認定にかかる時間外保育料（※1）	月額 4,000円
保育短時間認定にかかる時間外保育料（※1）	月額 1,200円／30分
スポット時間外保育料（※1）	400円／30分

（※1）市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、上限3,000円の減免があります。

- ①緊急時対応として（スポット利用）次の時はご相談ください。

- ・事故や天候による交通機関の乱れ等で遅延証明書や事故証明書を提出できる場合
- ・月の途中で勤務を開始または転職される場合

【上乗せ・実費徴収分】

項目	金額
れんらくノート	400円
カラー帽子＜1、2歳児＞	950円
セーフティックション（防災頭巾）＜1、2歳児＞	1,520円
午睡用敷きパッド＜0、1歳児＞	2,400円
午睡用敷きパッド＜2歳児＞	2,600円
シンボルマーク	700円
正方形タオル（口、顔拭きタオル）	100円
長方形タオル（手拭きタオル）	110円
フェイスタオル（エプロン用）	160円
外遊びタオル	80円
修了アルバム＜2歳児＞	2,000円
日本スポーツ振興センター共済掛金（※2）別紙配布	年額 240円

- ・納入価格の変更に伴い、年度の途中でも販売価格が変更になる場合があります。

（※2）生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

【支払い方法について】

- ・物品費や延長保育料は、三井住友銀行のご登録口座より翌月13日（土日祝日の場合は翌銀行営業日）に引き落としとなります。一度のご利用にかかる口座振替手数料55円は保護者負担となります。
- ・残高不足により引き落としができなかった場合は、園からお手紙をお渡ししますので指定の口座に振り込みください。振込手数料は保護者負担となります。
- ・当園からのスポーツ振興災害給付金のお支払いが発生した場合は、原則ご登録口座へ振込みます。当園の口座が西宮北口支店のため、同支店であれば振込手数料は無料となりますが、他支店の場合は保護者負担となります。

Ⅱ 保育時間について

1. 保育時間

- ・保護者の勤務時間と通勤時間により「保育許可時間通知書」を発行します。保育時間をお守りください。
保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。当園に提出する場合は、変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は、変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出ください。
支給認定の内容は翌月1日から変更しますので、月途中での変更はできません。
- ・勤務証明書に記載されている以外の状況が発生する場合は、事前に副申書を提出ください。
- ・シフト勤務の場合は、毎月シフト表を提出してください。
- ・仕事が休みの場合は、家庭での親子の関わりや絆を深める大切な日としてください。用事等で登園される場合の保育時間は、8時30分から16時30分までです。
- ・保護者の勤務先や勤務時間が変更になった場合や住所に変更がある場合は、必ず連絡してください。

2. 延長保育

延長保育は原則、保護者がお仕事のための保育です。勤務証明書を確認し、延長保育の必要な方には『延長保育申請書』を提出頂き、承諾書を発行して登録します。

公共交通機関の遅延で18時30分を過ぎた場合は、遅延証明書の提出があれば、スポット対応が可能です。
(料金については利用者負担の延長保育にかかる利用者負担に記載しています。)

また、必要なくなった場合には解除証明書が必要となりますので、園に連絡してください。

3. 土曜保育

土曜保育は原則、保護者がお仕事のための保育です。勤務証明書を確認し、土曜保育の必要な方には『土曜保育申請書』を提出頂き、承諾書を発行して登録します。

毎月20日頃に翌月の土曜保育の申し込みをれんらくアプリで配信しますので、登録をしてください。
また、必要なくなった場合には解除証明書が必要となりますので、園に連絡してください。

Ⅲ きりん園の生活について

1. 慣れ保育

慣れ保育初日は1時間から始まります。短時間の保育から始め少しづつ保育時間を延ばしていくことで、お子さまの負担を軽減すると共に保護者の方にとっても新しい生活に慣れるための大変な準備期間もあります。

4. 食事

朝ごはんは、脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に1日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園しましょう。

給食の方針	「安全でおいしく、心のこもった食事」を心がけています。 管理栄養士による栄養バランスの良い献立です。食べることや季節の食材に興味関心がもてるよう食育あそびを行い、食べる楽しさを伝えています。
給食提供	月に一度食育ひろばを発行し、食や健康に関する情報を提供します。 献立表を毎月れんらくアプリでお知らせします。 午前の牛乳、昼食、午後のおやつがあります。 18時30分以降の延長保育では、市販のおやつを提供します。
衛生管理	調理従事職員、保育士の健康管理・確認及び検便検査を徹底しています。 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分を徹底しています。
アレルギーの対応	アレルギーなどへの対応について、医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」の提出をもって適切に対応します。 その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

離乳食は、児童の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら進めています。

	食種	内容	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前に1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	0歳児クラス ↓ 1、2歳児クラス ↓
	離乳中期	午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	
	離乳後期	ミルクを飲みます。	
	離乳完了期 (移行期)	昼食とおやつ 牛乳：1日150ml（午前50ml、午後100ml）	
乳児食	1～2歳児	離乳完了期の食事は、お子さまの状況に応じて形状等に配慮します。	

IV 体のことについて

登園時に、体調や家庭でできたケガやアザなどについて報告をお願いします。保育中にケガやアザなどに気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

1. 体調不良の場合 （子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応します）

- ①具合が悪い時はお預かりできません。
 - ・発熱や呼吸器症状があり、元気がない。
 - ・感染症が疑われる症状がみられる。
 - ・嘔吐や下痢で食事が食べられない。
 - ・微熱が続いている。
 - ・病後の十分な回復がみられない。



下痢や鼻汁、咳など体調不良が続いている場合は早めに受診し、早期の回復に努めましょう。

【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登園可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過しつつ症状軽快から1日を経過した場合、6日目から登園が可能
風しん	発しん出現の7日前から7日後位	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から、かさぶた形成まで	すべての発しんが、かさぶた化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス感染症）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の中児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが、かさぶた化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版>

5. 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっています。乳児期の死亡原因としては、第4位となっています。SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる



また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあおむけ寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0～1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し、記録する。



V 安全対策について

1. 警報発令時の対応

西宮市防災ポータルHP

警報の種類		対応	
西 宮 市 該 当 地 域 に	暴風警報、大雨警報など 「通常気象警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・開園しますが、児童の安全確保に万全を期すため、家庭で保育が可能な方は、家庭保育のご協力をお願いします。 ・状況により、お迎えをお願いする場合があります。すぐに迎えに来られる態勢を取っておいてください。 ・公共交通機関等や電気、ガス、水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。 	
	特別警報	6時30分の時点で 発令中の場合	休園
		6時30分以降に 解除された場合	当日は「休園」を継続します
	「高齢者等避難」（警戒レベル3） 「避難指示」（警戒レベル4） 「緊急安全確保」（警戒レベル5）	6時30分の時点で 発令中の場合	避難を開始する必要があるため、「家庭保育」となります。
	「高齢者等避難」（警戒レベル3） 「避難指示」（警戒レベル4） 「緊急安全確保」（警戒レベル5）	保育時間中に 発令された場合	速やかにお迎えに来てください。 避難所へ避難している場合は、「れんらくアプリ」からのメール配信や掲示等でお知らせしますので避難所へ迎えに来てください。
当園	電気、ガス、水道などのライフラインが停止し、保育に支障をきたす被害があった場合		休園

【補足】避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまでも目安です。必ず市からの避難情報をご確認ください。

門扉について

- ・顔認証で門扉が開錠するフェイスチェックを設置しています。不審者対策のため、保護者の皆様は別紙の登録方法で顔認証登録をお願いします。
- ・防犯上のため、大人の手でしっかりと閉めてください。

登降園打刻について

- ・登降園時には、事務所前のタブレットにQRコードを提示し、時間の打刻を行ってください。
- ・各保育室の出入り口の扉の鍵は必ず、保護者の手で閉めてください。

VII れんらくアプリについて

緊急時には「れんらくアプリ」で情報を配信します。



【欠席・遅刻連絡】欠席・遅刻の連絡が可能です。当日の朝8時30分までに登録をしてください。

先の予定も入力が可能です。

【お迎え時間、送迎者の変更】当日の急なお迎え時間や送迎者の変更について連絡できます。

【登降園QRコードの表示】事務所前のタブレットにQRコードを提示することで登降園の時刻が
入力されます。

【れんらく受信一覧】保育園からのお知らせメールや園だより、献立表などを配信します。

【保育園からのお知らせ】保育の様子や写真を配信します。

【スケジュール】園行事などが閲覧できます。

【アンケート】土曜保育の申し込みや、行事の参加人数、行事アンケートなどで利用します。

【物品注文】追加購入時に注文ができます。（月毎に注文期間は園だより参照）

注文月の翌月13日（土日祝に当たる場合は翌営業日）に当園指定の銀行で引き落とします。

【身体測定】園で測定した身長・体重などが確認できます。

VIII その他

1. 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはできません。利用者等の個人情報に関しては、安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

2. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

5. 利用の終了に関する事項

- ・児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。
 - ①児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えた時
 - ②児童の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなった時
 - ③その他、当園の利用を継続することが困難の事由がある時
- ・諸事情により退園される場合は、速やかに退園届を提出してください。
- ・できるだけ退園の一か月前までに連絡をお願いします。
- ・月途中の退園の場合は、利用者負担額の日割り計算を行いますので、速やかに退園届を提出してください
- ・他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ちを支えるための資料を送付します。

6. 苦情対応

保護者の皆様からのご意見、ご要望をお受けするために、玄関ロビーに緑の意見箱を設置しています。

記名の上、ご利用ください。園への相談が難しい時などは、第三者委員に直接相談することもできます。

手続き等で分からない点は、当園か西宮市こども支援局子育て事業部保育入所課までお問い合わせください。

西宮市こども支援局 子育て事業部 保育入所課

TEL.0798-35-3160

※保護者の皆様に、きりん園の保育方針をご理解いただき、同意書（別紙）へのご署名をお願いします。

